

町民皆様のための奉仕者として 「寄居町議会政治倫理規程を制定しました」

寄居町議会では、政治倫理の確立に向けた取り組みの結果として、このたび政治倫理規程を制定いたしました。

本規程の理念実現のためには、町民の皆様のご理解・ご協力が欠くことのできないものであることから、今回、規程の全文を紹介させていただくことといたしました。

寄居町議会議員一同、清浄で民主的な町政の発展に向け、これまで以上に政治倫理の確立に努めてまいりますので、皆様のご支援・ご協力を重ねてお願い申し上げます。

寄居町議会政治倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、寄居町議会議員（以下「議員」という。）が、町民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、町民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清浄で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者として、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、自己の地位による影響力を不当に行使して、自己の利益を図ってはならない。

(町民の努め)

第3条 町民は、自己の利益または第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員に対して、政治倫理に反することとなる働きかけを行ってはならない。

(宣誓書の提出)

第4条 議員は、この規程を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、別に定める宣誓書を寄居町議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 議員は、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、寄居町（以下「町」という。）の職員の採用に介入するなど、その職務に関し不当な疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

る行為をしないこと。

(2) 議員は、町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位を利用し、職務の公正を疑わせるような金品の授受等しないこと。

(3) 議員は、町が行う売買、委託及び請負の契約に関し、特定の個人及び企業その他の団体のために有利または不利な取り計らいをしないこと。

(4) 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2及び第117条の規定の趣旨を尊重し、町民に対し疑惑の念を生じさせることがないように努める。

(5) 議員は、政治活動に関し、企業その他の団体から、政治的道義的批判を受ける恐れのある寄付等を受けないこと。特に町と現に売買、委託及び請負の契約関係にある企業からの寄付等は自粛すること。政治資金規程法（昭和23年法律第194号）第3条第1項第2号に規定する団体についても同様とする。

(6) 議員は、法令を遵守し、公正な職務執行を妨げる不当な要求に屈してはならない。

(7) 議員は、自らの地位を利用した嫌がらせ、強制及び圧力並びに他の者が不快に感じる性的な言動等、人権侵害の恐れのある行為をしてはならない。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

(審査請求)

第6条 町民または議員は、議員が前条の政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添え、代表者を

定め、町民にあっては寄居町の区域内に住所を有する満20歳以上の者100人以上の連署、議員にあっては議員3人以上の連署をもって、議長に審査請求をすることができる。

2 審査請求された事項が議長に関するものであるときは、前項の審査請求は副議長が取り扱うこととし、この場合、第7条から第9条までの規定中「議長」とあるのは「副議長」とする。

3 審査請求された事項が議長、副議長及び議員に関するものであるときは、第1項の審査請求は、議長、副議長及び審査を申立てられた議員（以下「当該議員」という。）を除く議員全員が協議のうえ指名した議員が取り扱うこととし、この場合、第7条から第9条までの規定中「議長」とあるのは「第6条第3項前段の規定により指名された議員」とする。

（審査会の設置と活動）

第7条 議長は、前条の審査請求があったときは、速やかに寄居町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、請求された事項の審査を当該審査会に諮るものとする。

2 審査会の委員は、議長が任命する7人の議員で構成する。

3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了までとする。

4 審査会の委員が欠けたときは、議長は速やかに補欠委員を任命するものとする。

5 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の同意があるときは非公開とすることができる。

6 審査会の組織及び運営は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 審査会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(2) 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

(3) 審査会の議事は、出席委員の4分の3以上の同意がなければ決定することができない。

7 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行するものとし、その職務を政治目的のために利用してはならない。

8 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（審査及び勧告）

第8条 審査会は、議長より審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は政治倫理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。

2 審査会は、議長より審査を求められたときから、90日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。ただし、やむをえない事情がある場合には、期間を延長することができる。

3 審査会は、当該議員及び関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

4 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査請求を行った代表者及び当該議員に文書で通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

（当該議員の対応）

第9条 当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出及び会議への出席の請求があった場合は、それに従わなければならない。

2 当該議員は、審査会において口頭または文書により弁明することを請求することができる。また、当該議員は審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

3 審査結果についての弁明書が提出された場合は、議長は審査結果の公表にあたり、弁明書の全部または概要をあわせて公表するものとする。

（審査結果の尊重）

第10条 寄居町議会は、審査会の報告及び勧告の内容を尊重し、政治倫理に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第11条 この規程で定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日において議員である者に対する第4条の規定の適用については、同条中「議員の任期開始の日」とあるのは「この規程施行の日」とする。